

大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針の改正案
についての意見・情報の募集について

令和8年5月22日
農林水産省水産庁

この度、「大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針の改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

大中型まき網漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第11条の規定の適用等について定めた「大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針（令和2年11月27日付け2水管第1649号水産庁長官通知）」を案のとおり改正するもの。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省水産庁資源管理部管理調整課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省水産庁資源管理部管理調整課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年5月22日～令和8年6月20日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針の改正案
- ② 漁業法（抜粋）
- ③ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（抜粋）
- ④ 大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針（現行）